

政策広報
関東地方整備局

第216号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 一般国道6号牛久土浦バイパスの事業認定申請について
2. 「第35回荒川図画コンクール」作品大募集！～絵画で荒川の魅力を伝えよう～
3. 令和6年度 防災・減災対策等強化事業推進費（第1回）について
～災害の対策や防災・減災対策を推進するため緊急的に予算を配分～
4. 「川サポーター」の試行を開始！～住民の皆さんとの協働により、より良い河川の維持管理を～
5. 渋谷駅西口地下歩道が開通し、歩行者動線が変わります
～南北の移動が地下歩道でも可能となり、快適な歩行者空間が創出されます～
6. 東関東水戸線（潮来～銚田）事業連絡調整会議の開催結果について
7. 7月1日に利根川水系神流川の取水制限を解除 ～下久保ダムの貯水率が回復～
8. 令和6年度 ICT施工「3次元データ作成講習」の参加者を募集します
9. 夏休み子供体験教室2024を開催～みんなあつまれ！見て！触れて！学べる！体験型イベント～
10. 「やんばお気楽ガイド」を開始します！【#ハツ場ダム5年目！】
11. 令和5年の河川水質を公表します！～令和5年は82%で環境基準を満足～
12. 新たに「若手・女性技術者奨励賞」を創設します
13. 鬼怒川上流4ダム見学会を行います
14. 「夏休み親子防災教室2024」を開催します。
～見て・聞いて・体験して防災についてみんなで考えよう！～
15. 首都圏中央連絡自動車道神崎IC付近における地盤改良工事の状況について
16. 「利根川ダム資料室」を1日開放します！ ～小学生と保護者を対象に参加者を募集します～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて～「防災気象情報に関する検討会」取りまとめ～
2. トイレ、駐車場及び劇場等の客席の新たなバリアフリー基準について～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～
3. 改正空き家法施行空き家対策に新たな動き
～空き家対策に取り組む全国の市区町村の状況について（令和6年3月31日時点調査）～

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 一般国道6号牛久土浦バイパスの事業認定申請について

常総国道事務所

国土交通省関東地方整備局は、令和6年6月21日に、一般国道6号牛久土浦バイパス「茨城県牛久市遠山町字馬内地内から茨城県土浦市中字竹ノ下地内まで（延長15.3km）」間について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

事業認定申請に係る経緯

一般国道6号牛久土浦バイパスの茨城県牛久市遠山町地内から茨城県土浦市、中、地内間については、これまで多くの地権者のご協力を得て、順次工事を実施しているところです。

残る用地について地権者の方々との交渉を重ねているところですが、現時点では用地取得の目処が立たない状況となっている箇所もあります。

このため、引き続き任意交渉に最大限の努力を続けてまいります。今後も用地取得ができない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定の申請を行いました。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01445.pdf

2. 「第35回荒川図画コンクール」作品大募集！～絵画で荒川の魅力を伝えよう～

荒川上流河川事務所

次世代を担う埼玉県内の小学生から荒川の風景やダムをテーマに図画を募集いたします。受賞者には、表彰式にて関係事務所・自治体および地元メディアより賞状が授与されます。さらに「荒上おしごと体験会」へご招待いたします。たくさんのご応募お待ちしております。

- 概要 要：「荒川図画コンクール」は、河川愛護に関する広報活動の一環として、次世代を担う小学生に河川美化、愛護の意識や関心を高めて頂くことを目的に、平成元年度から実施し、今年で35回目となります。
昨年度は、41自治体149校より、1,650点の作品応募がありました。

■募集期間：令和6年7月1日（月）～9月13日（金）

■募集対象：小学生

■題材：荒川流域（本川及び支川、荒川第一調節池（彩湖））の川やダムの風景

■表彰内容：特選（最優秀賞）各学年1点 計6点

優秀賞 各学年 11点 計66点

入選 各学年 3点 計18点

佳作 各学年 5点 計30点

合計120点

■結果発表：10月中旬頃に荒川上流河川事務所ホームページに掲載します。

学校単位での応募の場合は、別途学校あてに通知します。

■表彰式：令和6年11月23日（土）浦和コミュニティセンターにて、

特選・優秀賞受賞者72名を対象に表彰式を行います。

■作品展示：表彰式終了後、巡回展示会を行います。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01451.pdf

3. 令和6年度 防災・減災対策等強化事業推進費（第1回）について ～災害の対策や防災・減災対策を推進するため緊急的に予算を配分～

国土交通省関東地方整備局

国土交通省は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の令和6年度第1回配分として、国及び地方公共団体が実施する公共事業に対し、予算配分を決定しました。

このうち、関東地方整備局管内では、災害対策事業として道路事業2件、約10.5億円が配分されましたのでお知らせします。

「防災・減災対策等強化事業推進費」は、大雨による浸水被害等が発生した地域において再度の被災を防止するために緊急的に実施する対策や、大雨等による災害を未然に防ぐ事前防災対策を強化するために使われる予算です。用地の確保など事業の実施環境が新たに整った場合などに、年度途中に機動的に予算を配分します。（別添1）

○配分事業の概要

関東地方整備局管内では、別添2の『執行地区一覧表』のとおり2件の事業を推進します。事業の詳細につきましては、別添3の『個票』をご参照ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01459.pdf

4. 「川サポーたる」の試行を開始！ ～住民の皆さんとの協働により、より良い河川の維持管理を～

京浜河川事務所

京浜河川事務所では、住民の皆さんとの協働による河川維持管理を進めるため、新たな取り組みとして、令和6年7月1日より「川サポーたる」を試行します。

「川サポーたる」は、京浜河川事務所の管理する河川（多摩川・鶴見川・相模川（注1））にかかる情報提供にご協力いただける皆様に、「川サポ通報サポーター」または「川サポマネージャー」となっていただき、より良い河川の維持管理を目指す取組です。

○川サポ通報サポーター

広く一般の皆様から、河川にかかる異常を発見した際に、容易に通報をして頂ける仕組みであり、簡易な登録のみでサポーターとなっていただけます。

なお、LINE等のSNSを活用した登録・通報を予定しており、運用開始時期は現在調整中です。

○川サポマネージャー

日々川と接する中で河川のモニタリングや河川愛護活動など、河川の詳細について情報提供いただける方を、川サポマネージャーとして、募集いたします。（応募申込みを審査の上、川サポマネージャーをお願いする方を選定いたします。）

「川サポ通報サポーター」「川サポマネージャー」の詳細については、京浜河川事務所WEBサイト、「川サポーたる」で随時お知らせいたします。

(注1)川サポーたるの対象は多摩川・鶴見川・相模川水系の京浜河川事務所が管理する区間となります。管理区間詳細は、お手数ですが京浜河川事務所 WEB サイトでご確認をお願いします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01458.pdf

5. 渋谷駅西口地下歩道が開通し、歩行者動線が変わります ～南北の移動が地下歩道でも可能となり、快適な歩行者空間が創出されます～

東京国道事務所

国道246号渋谷駅周辺整備事業では、歩行者ネットワークの形成や快適な歩行空間の創出などを目的として事業を進めております。

このたび西口地下歩道が、令和6年7月21日（日）午前5時から通行いただけるようになりますので、お知らせします。

新たな地下歩道の開通により、安全・快適な動線を確保するとともに快適な歩行者空間が創出され、渋谷駅西口において、南北の移動が天候に左右されず可能になります。

また同日より西口地下歩道周辺の歩道やデッキに上がる階段が通行止めになる等、歩行者動線が変わります。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01463.pdf

6. 東関道水戸線（潮来～鉾田）事業連絡調整会議の開催結果について

国土交通省関東地方整備局 常総国道事務所

東日本高速道路株式会社関東支社 つくば工事事務所

東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）の現在の進捗状況等について、国土交通省、茨城県、沿線市及び東日本高速道路株式会社で情報共有を図るため、「東関道水戸線（潮来～鉾田）事業連絡調整会議（第6回）」を開催しましたので、開催結果をお知らせします。

開催日時：令和6年6月28日（金）10時00分～10時30分

会議形式：Web会議

構成機関：国土交通省関東地方整備局常総国道事務所

常陸河川国道事務所

茨城県土木部道路建設課

潮来市建設部

行方市建設部

鉾田市建設部

東日本高速道路（株）関東支社つくば工事事務所

議事概要：別添のとおり

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01455.pdf

7. 7月1日に利根川水系神流川の取水制限を解除～下久保ダムの貯水率が回復～

国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所
利根川ダム統合管理事務所
独立行政法人水資源機構下久保ダム管理所

利根川水系神流川では、令和6年3月1日より10%の取水制限を実施していましたが、下久保ダム貯水率が平均値（平成4年～令和5年）の約8割に回復し、6月21日に気象庁から関東甲信地方の梅雨入りが発表され、今後も降雨による貯水量の回復が見込まれます。このことから、利根川水系神流川における水利使用者会議（臨時会議）を開催し、取水制限を解除することで合意しました。

神流川の取水制限10%を実施した令和6年3月1日時点では下久保ダム貯水率は平均値（平成4年～令和5年）の約5割でしたが、皆さまのご協力により節水が図られたこと及び降雨等により現在は約8割に回復しました。7月1日の取水制限解除により警戒体制を解除し渇水対策支部を解散しました。引き続き、節水にご協力下さい。

※下久保ダムの貯水量、貯水率の情報は、「利根川ダム統合管理事務所ホームページ水源メータ」でご確認ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01462.pdf

8. 令和6年度 ICT施工「3次元データ作成講習」の参加者を募集します

企画部

令和6年度 ICT施工「3次元データ作成講習」の参加者を募集します ICT施工の3次元データを扱うことができる人材を育成するため、施工プロセスの各段階で利用する3次元データについて、測量したデータを元にデータ処理から帳票作成までの一連の作業を専用ソフトを用いて実技形式の実践的な講習会を開催します。

【募集概要】

- ・ 募集対象：ICT施工の3次元データの作成に興味がある方。
- ・ 募集期間：令和6年7月4日（木）14:00～令和6年7月25日（木）17:00まで
- ・ 講習概要：専用ソフトによる3次元起工測量・設計データの扱い方について、操作講習により技術取得を目指します。
- ・ 講習費用：無料。
- ・ 開催日程：(1)令和6年8月2日（金）定員20名
(2)令和6年8月9日（金）定員20名
(3)令和6年8月27日（火）定員20名
(4)令和6年8月30日（金）定員20名

※詳細は別紙カリキュラムを参照

- ・ 開催場所：関東 DX・i-Construction 人材育成センター（千葉県松戸市五香西 6-12-1）
- ・ その他：本講習会は、CPD/CPDS の研修プログラムとして認定を受ける予定です。（オンライン配信による受講者を除く）

※定員20名を超える応募があった場合は受講者数を調整させていただきます。

また、講習はオンラインにも配信する予定です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01474.pdf

9. 夏休み子供体験教室2024を開催

～みんなあつまれ！見て！触れて！学べる！体験型イベント～

関東技術事務所

令和6年7月26日（金）に夏休み子供体験教室2024を開催します。

夏休み子供体験教室2024は、未来を担う子供たちに『見て！触れて！知って！』楽しく体験して建設技術や防災に関心を持ってもらうことを目的とした、大人も子供も楽しめるすべて無料の体験型イベントです。

1. 日時：令和6年7月26日（金）10時00分から15時00分まで
2. 会場：関東技術事務所建設技術展示館（千葉県松戸市五香西6-12-1）。
3. 内容：コンクリートでのものづくりや建設機械の操作体験、降雨体験など様々な体験ができる体験型イベント（詳細はホームページか別紙をご覧ください）。
同時開催：公益社団法人土木学会建設用ロボット委員会
「土木で使われるロボット展」
4. 主催：国土交通省関東地方整備局関東技術事務所
賛助：一般社団法人関東地域づくり協会
後援：松戸市教育委員会
5. 参加について：
当日の受付は大変混雑が予想されますのでホームページからの事前申し込みがおすすめです。キャンセルも連絡不要ですのでぜひご登録ください。ホームページは「建設技術展示館」で検索いただくか、別紙をご覧ください。
6. 取材について
取材についてはお手数ですが事前にご連絡いただけますようお願いいたします

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01478.pdf

10. 「やんばお気楽ガイド」を開始します！【#ハッ場ダム5年目！】

利根川ダム統管理事務所

ハッ場ダムでは管理開始5年目を迎えたことを記念する取り組みを行っており、今後様々な企画を予定しています。その一環として、誰でも気楽に参加できることをコンセプトとした「やんばお気楽ガイド」を開始します。

見習い広報員が「なるほど！やんば資料館」を中心に、ハッ場ダムの目的や歴史などを無料でご案内します。皆さまのご来場をお待ちしています。

■「やんばお気楽ガイド」開催概要（詳細は別紙1参照）

1. 開始日：令和6年7月16日（火）より
2. 開催曜日：毎週火曜日・金曜日（平日のみ）
3. 開催時間：10：30、11：30、13：30、14：30（4回/日）
4. 定員：先着10名程度／毎回（事前予約不可）
5. 受付場所：なるほど！やんば資料館

■「#ハッ場ダム5年目！」取り組み予定（詳細は別紙2参照）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01485.pdf

11. 令和5年の河川水質を公表します！～令和5年は82%で環境基準を満足～

河川部

関東地方整備局では河川水質管理の一環として、関東地方の一級河川の水質調査を実施しています。令和5年1月から12月までの水質調査結果について、「令和5年 関東地方一級河川の水質現況2023」として公表します。

- ・生活環境の保全に関する環境基準の満足状況（資料 P2）
生活環境の保全に関する環境基準を満足した地点は82%（138地点/168地点）で、平成20年からは概ね横ばいです。
- ・水質の改善状況（資料 P6）
10年前（平成25年）と令和5年で水質改善状況を比較すると、最も改善したのは、運河（合流前）（利根川水系利根運河）で、次いで笹目橋（荒川水系荒川）、運河橋（利根川水系利根運河）となりました。
- ・住民参加による水質調査（資料 P9～、P15～）
今後の河川水質管理の指標による調査として延べ238人、水生生物による水質の簡易調査として延べ522人に参加いただき、調査を実施しました。
- ・その他、ダイオキシン類に関する実態調査や水質事故の状況についても掲載しています。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01488.pdf

12. 新たに「若手・女性技術者奨励賞」を創設します

企画部

関東地方整備局では、建設工事等で活躍している若手・女性の技術者を表彰し、より一層、建設業界の魅力を発信するとともに、将来の担い手育成と若手・女性の入職促進に資することを目的として、若手・女性技術者奨励賞（事務所長等表彰）を創設し、令和7年度（令和6年度完成工事等）より表彰することとしましたので、お知らせします。

なお、関東地方整備局が発注する工事等において総合評価にて加点するインセンティブの付与を検討しております。

【表彰対象】

関東地方整備局が発注した令和6年度に完成した工事及び完了した業務のうち、優良工事等表彰を受賞するもの以外の中から、優秀な成績を収めた技術者。なお技術者とは下記の者をいう。

- （1）若手技術者当該表彰対象年度の3月31日時点で35歳以下の方
- （2）女性技術者年齢制限は設けない
- （3）工事においては、現場代理人、主任（監理）技術者、業務においては、管理技術者、主任担当技術者または担当技術者。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01506.pdf

13. 鬼怒川上流 4 ダム見学会を行います

鬼怒川ダム統合管理事務所

今年も鬼怒川上流 4 ダム見学会を実施します。

普段入ることのできないダムの内部や点検通路を歩いて見学できます。ダムの圧倒的な迫力、開放感、湖と森林のマッチングなど、4 ダムのそれぞれ特徴ある魅力を味わうことができます。

事前申し込みは不要で気軽に参加できますので、直接、ダムにご来場ください。

1 開 催 日：令和 6 年 7 月 2 8 日（日）

2 見学可能時間：9：00～16：00

3 実施場所：五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダム

4 参加費用：無料

5 申し込み：不要

※大雨などにより中止になる場合がありますので、その際は HP、X 等でお知らせします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01503.pdf

14. 「夏休み親子防災教室 2024」を開催します。

～見て・聞いて・体験して防災についてみんなで考えよう！～

関東技術事務所

国土交通省関東技術事務所は、各地で発生する大雨・地震・土砂災害等による被害の応急復旧活動を支援するため、資機材の備蓄ならびに広域防災拠点となる「船橋防災センター」を設置しています。

国土交通省関東技術事務所では小学校の夏休み期間を利用し、親子で「防災」について考え、学んでいただく場を提供し、「防災」について興味を持っていただくきっかけになることを期待し、8月28日（水）船橋防災センター構内において「夏休み親子防災教室 2024」を開催します。

この「防災教室」は関係機関の方々のご協力のもと、幅広い防災対策や災害時の活動等を知っていただくことで、子供たち及び保護者の方々に向けて「防災」に対する理解の促進を目的とするものです。

○開催日時：令和 6 年 8 月 2 8 日（水）9 時～12 時（受付開始 8 時 4 5 分から）

○開催場所：国土交通省関東技術事務所船橋防災センター構内（小雨決行）

○主 催：国土交通省関東技術事務所

○協力：千葉県企業局船橋水道事務所、千葉県船橋警察署、船橋市、船橋市中央消防署、東京電力パワーグリッド(株)京葉支社、NTT 東日本(株)千葉事業部、(株)ドコモ CS、京葉ガス(株)、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所船橋出張所（順不同）

○開催概要：別添開催チラシを参照ください。参加無料

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01510.pdf

15. 首都圏中央連絡自動車道神崎IC付近における地盤改良工事の状況について

国土交通省関東地方整備局 常総国道事務所
東日本高速道路株式会社 関東支社 つくば工事事務所

現在、神崎 IC 付近において地盤改良工事を実施していますが、周辺の地盤等に変位が確認されたため、追加の対策を行いながら慎重に工事を進めております。

C4 首都圏中央連絡自動車道（以下、圏央道）の神崎 IC から大栄 JCT の区間については、平成 27 年 6 月 7 日に暫定 2 車線で開通し、現在、4 車線化事業を進めているところです。

国土交通省が施工している神崎 IC 付近の工事において、地盤が軟弱なため地盤改良を実施しておりましたが、地盤改良に伴い圧密沈下が令和 5 年 6 月から発生しており、周辺の地盤等に変位が確認されました。

このため、地盤改良工事と、近接する開通済みの圏央道の間に鋼矢板を打設することにより変位を抑制しながら慎重に工事を進めております。

地盤改良工事に近接する開通済みの圏央道について、これまでに、

- ・路面状況の確認と常時モニタリングによる路面の平坦性を確認
- ・一定程度の沈下が生じた場合は、関係者との協議の上、速やかに補修を実施することで、通行の安全性等を確保しているところです。

鋼矢板を打設したものの、地盤改良に伴い周辺地盤の変位が継続している状況を踏まえ、関係者連携のもと、開通済みの圏央道への影響を抑えるべく、慎重に工事を進め、4 車線化工事と、神崎 PA 工事の工程への影響を確認しつつ、早期整備に向け事業を進めてまいります。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01507.pdf

16. 「利根川ダム資料室」を 1 日開放します！

～小学生と保護者を対象に参加者を募集します～

利根川ダム統合管理事務所

小学生を対象に、水の大切さやダムの役割を学んでもらうことを目的に、水の週間（8 / 1 ～ 8 / 7）に合わせ、利根川ダム資料室を 1 日開放します。

降雨体験車で的大雨体験や、水が流れるダム模型など、親子で体験しながら学べます。

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 1 日（木）10：00～
2. 開催場所 利根川ダム資料室 ほか
（群馬県前橋市元総社町 593-1）
3. 申込期間 7 月 16 日（火）～ 29 日（月）17：00
4. 応募資格 小学生とその保護者の方がご参加いただけます。
5. 応募方法 オンライン（入力フォーム）で申込ができます。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01522.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて ～「防災気象情報に関する検討会」取りまとめ～

「防災気象情報に関する検討会」の検討の成果として、報告書「防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて」が取りまとめられましたので公表します。

気象庁および国土交通省水管理・国土保全局では、受け手の立場に立ったシンプルでわかりやすい防災気象情報について検討するため、令和4年1月から「防災気象情報に関する検討会」を開催し、令和6年5月14日の第8回検討会まで多岐にわたって議論いただきました。

今般、この検討の成果として、報告書「防災気象情報の体系整理と最適な活用に向けて」が取りまとめられましたので公表します。

本取りまとめを受け、情報改善の実現に向け詳細な検討を進めるとともに、防災気象情報を受け取った方が自ら考えて主体的に行動することができる社会を目指し、周知広報・普及啓発活動を一層推進してまいります。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001256.html

2. トイレ、駐車場及び劇場等の客席の新たなバリアフリー基準について ～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、劇場等の客席に係るバリアフリー基準を新たに定める「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定により、特別特定建築物について2,000㎡以上の建築をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）において定められているバリアフリー基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させなければならないとされています。

今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、所要の見直し等を行います。

2. 政令の概要

（１）トイレに係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子使用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと（各階）に1以上（※）の設置を求めることとする。

（※）床面積が1,000㎡未満の階、10,000㎡超の階の基準等は別途告示で規定

（２）駐車場に係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子使用者用駐車施設」について、当該基準を見直し、原則、駐車施設の数に応じ、一定数以上（※）の設置を求めることとする。

（※）駐車施設の数が200以下の場合：当該駐車施設の数×2%以上

駐車施設の数が200超の場合：当該駐車施設の数×1%＋2以上

(3) 劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設
劇場等において、座席数に応じ、一定数以上(※)の「車椅子使用者用スペース」の設置を求めることとする。

(※) 座席数が400以下の場合：2以上
座席数が400超の場合：当該座席数の0.5%以上

3. スケジュール

公布：令和6年6月21日(金)

施行：令和7年6月1日(日)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001011.html

3. 改正空家法施行 空き家対策に新たな動き

～空き家対策に取り組む全国の市区町村の状況について(令和6年3月31日時点調査)～

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)の施行状況等について、地方公共団体を対象に調査を実施しましたので、その結果を公表します。令和5年に施行した改正法に基づく取組も始まっています。

【調査結果のポイント】

1. 令和5年12月13日に改正空家法を施行して以後、令和6年3月31日までに、改正法に基づく取組等が次のとおり行われています。
 - [1] 空家等管理活用支援法人(空家法第23条第1項)は、9団体(8市区町村)が指定され、90市区町村(119団体)での指定が検討されています。
 - [2] 空家等活用促進区域(空家法第7条第3項)の指定はありませんが、44区域(32市区町村)で指定が予定されています。
 - [3] 管理不全空家等(空家法第13条第1項)に対する指導(空家法第13条第1項)が1,091件講じられました。
 - [4] 緊急代執行(空家法第22条第11項)が5件講じられました。
2. 空家等対策計画の策定、特定空家等に対する措置など、従前からの空家法に基づく措置も、別紙のとおり、各市区町村において引き続き講じられています。

別紙：空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について

【都道府県別等の調査結果は、以下のURLにてご覧になれます】

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

※ページ下部「参考情報」内、「■空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000208.html

4. 不動産業による空き家等の流通の取組を強力に後押しします！！

～不動産業者の媒介報酬に係る規制の見直しや不動産業者による空き家管理受託のガイドラインの策定を含む「不動産業による空き家対策推進プログラム」の策定～

国土交通省では、近年、喫緊の課題となっている空き家等の流通促進のため、「不動産業による空き家対策推進プログラム」を策定し、不動産業による空き家等の流通の取組を、官民を挙げて強力に推進します。

我が国においては、空き家や空き地、マンションの空き室（以下、空き家等）の急増が課題となる一方、二地域居住などの新たな働き方・住まい方へのニーズが高まっています。また、空き家等を放置すると、使用困難となり、やがて周辺環境等に様々な悪影響を及ぼすこと等から、「使える」空き家等は、なるべく早く有効に利活用を図ることが効果的と考えられます。

この点、不動産業者は、物件調査や価格査定、売買・賃貸の仲介など、空き家等の発生から流通・利活用まで一括してサポートできるノウハウを有しており、所有者の抱える課題を解決し、また、新たなニーズへの対応のため、そうしたノウハウを発揮できるよう、今般、国土交通省では、「不動産業による空き家対策推進プログラム」を策定しました。

<不動産業による空き家対策推進プログラムの概要>

(1) 流通に適した空き家等の掘り起こし	(2) 空き家流通のビジネス化支援
1. 所有者への相談体制の強化	1. 空き家等に係る媒介報酬規制の見直し
2. 不動産業における空き家対策の担い手育成	2. 「空き家管理受託のガイドライン」の策定・普及
3. 地方公共団体との連携による不動産業の活動拡大	3. 媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進
4. 官民一体となった情報発信の強化	4. 不動産DXにより業務を効率化し、担い手を確保

また、本日、空き家等に係る媒介報酬規制の見直しとして、「昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する件」が公布されました。

併せて、「空き家管理受託のガイドライン」の策定・普及として、「不動産業者による空き家管理受託のガイドライン」を策定・公表しました。

今後は、本プログラムに沿って、関係団体と連携を図りながら、不動産業者による空き家等の流通の取組を推進します。

<URL>

▽不動産業による空き家対策推進プログラム HP リンク

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00066.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00073.html

5. 13地区の先進的なスマートシティプロジェクトの支援を決定 ～令和6年度スマートシティ実装化支援事業の選定～

先進的技術や官民データを活用し、まちの課題を解決し、新たな価値を創出するため、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化する「スマートシティ」の実装に向けて、令和元年度から各地区のスマートシティに関する取り組みを支援してきました。

この度、内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省が連携し、合同公募・審査を行い、先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む13地区の実証事業の支援を決定しました。

●令和6年度スマートシティ実装化支援事業 支援地区 13地区 ※
(うち、都市サービス実装タイプ 5地区)

※支援地区の詳細については別紙をご参照ください

〔支援地区の例〕

- ・短い周期でまちづくりのPDCAを回すためのデータ整備および検証を行うとともに、土地利用促進にむけた議論を活性化するため、まちづくり関係者へスマートデータを提供するサービスの実装に向けた実証を実施。【愛知県 岡崎市】
- ・衛星データと画像解析技術を活用して平時のまちのモニタリングを実施するとともに、災害時の情報収集に活用するため、住民参加意識を高める有効な手法について検証を行う。【東京都 江東区】

〔参考〕（内閣府プレスリリース）令和6年度のスマートシティ関連事業の選定結果

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20240621smartcity.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000134.html

6. 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改定しました

国土交通省と警察庁では、安全で快適な自転車利用環境の創出を一層進めるため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を改定しました。

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」は、自転車は車両であり車道通行が原則という観点に基づき、面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や自転車通行空間設計の考え方等について、全国の道路管理者や都道府県警察に対して提示しており、平成24年11月に作成し、平成28年7月に改定を行っています。

その後、自転車活用推進法が施行され、国及び都道府県が定めた自転車活用推進計画を勘案しながら、全国において自転車ネットワーク計画を位置付けた市町村自転車活用推進計画の策定が進んでいることなど、前回改定後に生じた情勢の変化を踏まえつつ、安全で快適な自転車利用環境の創出が一層進むよう、本ガイドラインを改定しました。

■本ガイドライン（改定版）は、以下のURLでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001815.html

7. 「渡ります元気な命が歩いてます」

～令和6年度「道路ふれあい月間」推進標語入選作品が決定しました～

令和6年度「道路ふれあい月間」推進標語の入選作品（最優秀賞3作品、優秀賞6作品の計9作品）が決定しました。

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を推進しており、この一環として、令和6年度「道路ふれあい月間」の推進標語を広く一般から募集した結果、全国から2,547作品の応募がありました。

これらの応募作品について、「令和6年度『道路ふれあい月間』推進標語審査懇談会」の三好礼子委員（エッセイスト、元国際ラリースト）、やすみりえ委員（川柳作家）、吉岡耀子委員（交通・環境ジャーナリスト）の3名に選考いただき、[小学生の部][中学生の部][一般の部]の部門毎に、最優秀賞1作品と優秀賞2作品を決定しました。

入選作品の応募者には、「道路ふれあい月間」期間中に国土交通省から、賞状及び盾を贈呈いたします。

入選作品の標語は、令和６年度「道路ふれあい月間」の推進のため、幅広く活用する予定です。

※委員名は五十音順

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001813.html

8. 土地境界のみなし確認制度の導入へ

～６月２８日、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令の公布・施行～

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令が本年６月２８日に公布・施行されます。本省令の施行に伴い、地籍調査において、境界のみなし確認制度（無反応所有者等がいる場合の調査手続）や農用地でのリモートセンシングデータを活用した調査手法等が適用されます。

国土交通省では、令和６年度に第７次国土調査事業十箇年計画の中間年を迎えるに当たり、土地の境界や所有者を明らかにする調査（地籍調査）の加速化に向けた見直しとして、「国土調査のあり方に関する検討小委員会」において取りまとめられた報告書（令和６年３月２９日公表）を踏まえ、地籍調査作業規程準則を改正し、以下の手続の実施に必要な規定を整備します。

◆改正のポイント

[1]土地境界のみなし確認制度（現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の手続）の新設（準則第３０条関係）

現地調査等の通知を複数回行っても土地の所有者等から反応がない場合において、当該土地の所有者等に対し、筆界案を送付し、２０日以上経過しても意見の申出がなければ、当該所有者等が筆界の確認をしたものとみなして調査を進めることができることとします。

[2]リモートセンシングデータを活用した調査手法（航測法）の適用区域の追加（準則第３７条関係）

航測法による地籍測量の適用区域については、精度区分乙二区域（山林及び原野並びにその周辺の区域）及び乙三区域（山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域）に限定されているところ、近年の測量技術の進展等を踏まえ、更なる調査の効率化を図るため、その適用区域を精度区分乙一区域（農用地及びその周辺の区域）まで拡大することとします。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo06_hh_000001_00012.html

9. 制定５０周年 河川愛護月間が始まります！

～７月は河川愛護月間（７月１日～７月３１日）です～

○国土交通省では、国民の河川愛護意識を高めることを目的として、毎年７月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

○全国各地で行う様々な活動に加え、毎年たくさんのご応募をいただいております“絵手紙”を今年度も募集します。ぜひご応募ください！

【「河川愛護月間」での主な活動】

(1) 河川周辺の清掃活動

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって、河川周辺の清掃活動を行います。

(2) 各種行事の開催

河川に関する写真、絵画、作文のコンクールや、「水辺で乾杯」など様々なイベントを開催します。

(3) 河川のパトロール

河川利用者に対し河川の適切な利用に関する指導を行うため、関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施します。

(4) 河川水難事故防止週間

7月1日から7日までを「河川水難事故防止週間」と定め、水難事故防止に関する啓発活動を行います。

“絵手紙”募集中!!

全国の未就学児から一般の方を対象に、「川遊び～川での思い出・川への思い～」をテーマに絵と文章を組み合わせた「絵手紙」の募集を行います（10月11日（金）必着）。

最優秀作品には国土交通大臣賞と、副賞（楯及び図書カード2万円分）を贈呈します。たくさんのご応募お待ちしております！

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000216.html

10. 7月1日から海岸愛護月間が始まります！

国土交通省では、海岸愛護や防災意識の普及と啓発を図ることを目的に、昭和47年度から毎年7月を『海岸愛護月間』（1日～31日）としています。今年度も、地域の住民や団体などが主体となり、海岸清掃活動、環境保全・啓発活動など、全国で560の海岸愛護活動が展開されます。

【「海岸愛護月間」での主な取組】

(1) 海岸清掃活動 251行事 別紙1～18頁

美しい海岸を目指して、地域の住民や団体等が主体となり、海岸の清掃活動が実施されます。

(2) 環境保全・啓発活動 33行事 別紙19～21頁

生きもの観察やポスターの掲示など海岸の環境保全のための活動が実施されます。

(3) 安全・避難訓練 22行事 別紙22～23頁

安全な海岸の利用を目指したルール・マナーの周知や水難事故の防止のための訓練などが実施されます。

(4) 各種イベント等 254行事 別紙24～41頁

海開きなど、いきいきした海岸の利用を目指して各種イベントが実施されます。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo02_hh_000146.html

11. 先導的グリーンインフラモデル形成支援」の重点支援団体が決定しました

国土交通省では、「先導的グリーンインフラモデル形成支援」の重点支援団体として、グリーンインフラに取り組む地方公共団体4地域を決定しました。

重点支援団体に対しては、コンサルタントや専門家の派遣等を通じて、計画づくりや推進体制の構築等を支援し、グリーンインフラの実装を加速します。

○重点支援団体（北から順）

団体名	取組概要	
横瀬町 (埼玉県秩父郡)	町のシンボルである武甲山や寺坂棚田などを含めた町全体が、人と自然が調和し共存するエコシステムとなることを目指し、横瀬駅を含めたまちなかエリアに産学官民が交流・共創できるグリーンインフラ推進拠点を整備する。	 寺坂棚田と武甲山
さいたま市 (埼玉県)	樹木及び農地等におけるグリーンインフラの機能に着目した評価指標、民間企業のノウハウを生かした測定方法を立案するとともに、公園や緑地、農地などを対象にグリーンインフラの持つ機能の可視化を試行する。	 鐘塚公園の樹木プロット図
杉並区 (東京都)	雨水流出抑制対策をはじめ幅広い分野での課題解決の手法として、グリーンインフラを活用・実装していく視点を職員に浸透させ、担当している事業の解決策のひとつとして実感できるような研修プログラムの企画・運営に取り組む。	 みどりを活用するイメージ
熊本県	「熊本県地下水保全推進本部」のもと、流域全体で地下水涵養域の維持に向けた検討を進める。多岐にわたる関係者の共通理解を深めるため、事例研究や技術情報の展開を目的とした勉強会を企画・開催する。涵養域の維持に向けた取組を継続的に実施するため、柔軟な資金調達手法について検討を行う。	 雨庭（熊本県立大学）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000321.html

12. 「浸水被害軽減に向けた地下空間活用のあり方」に関する提言をとりまとめました～激甚化・頻発化する水災害に対する新たな治水対策の一つとして～

- ・激甚化・頻発化する水災害に備えるため、全国の各水系では河川整備基本方針等の見直しを行っているところですが、新たな河道掘削など治水対策は一定の限界があることも想定されます。
- ・新たな河道掘削などに代わる治水対策として、河川の地下空間の活用は有効な対策と考えられますが、現在の活用状況は限定的となっています。
- ・このため国土交通省では、令和5年3月に「浸水被害軽減に向けた地下空間活用勉強会」を設置し、議論を重ね、この度、提言がとりまとめられました。

- ・今後、国土交通省では、本提言を踏まえ、河川の地下空間のより一層の活用を進めてまいります。

<提言の主な内容>

○洪水調節機能の強化策や河道の流下能力の増加策が限界となりうる河川において、河川地下空間の活用を促進するため、以下の7つの推進策を提言

1. 河川の地下空間の縦断方向の活用
2. 河川地下空間利用のマネジメント
3. 他事業連携の推進
4. 河川区域以外の施設とのネットワーク化
5. 既設構造物に対する安全確保の技術向上
6. 施工・維持管理も容易な構造
7. 技術力の伝承

- ・本提言の概要については別紙1、本文については別紙2をご参照ください。
- ・本勉強会の資料等は、以下の国土交通省ウェブサイトからご覧ください。
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chika_benkyoukai/index.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000217.html

13. 気候変動を考慮して利根川、手取川及び那賀川水系の長期計画を変更しました ～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、利根川、手取川及び那賀川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- ・気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- ・この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設等で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- ・加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、堤防強化の推進や広域避難等のソフト対策の強化、「田んぼダム」の取組、霞堤の保全等を推進することを提示しています。

<関係資料の掲載先について（国土交通省ウェブページ）>

- ・「利根川、手取川及び那賀川水系河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001257.html

14. 全国の多種多様な都市計画の GIS データが利用可能に！ ～都市計画 GIS データのダウンロードサイト運用開始～

国土交通省では、まちづくり DX 推進の一環として、全国の地方自治体で決定された都市計画の GIS データを収集し、統一されたフォーマットで GIS データをダウンロードできるサイトの整備を進めておりましたが、この度、運用を開始しました。

○都市計画は地方自治体により決定され、自治体ごとに様々な方法で従来から公開されてきました。今回、まちづくりの DX を更に進めるという観点から、国土交通省において各地方自治体で所有している GIS データ（緯度経度等の位置情報を持ったデータ）を集約し、統一されたフォーマット（Shape 形式／CityGML 形式）で一元的に公開することで、より活用のしやすい環境を整備しました。

○今回公開するデータは、都市計画区域、用途地域に加え、都市計画道路など多種多様な都市計画（参考資料参照）の GIS データです。これにより、都市計画の内容を幅広く知っていただくと共に、様々なデータと組み合わせや分析が容易になり、行政やまちづくり分野のみならず幅広い分野で活用いただけるようになっていきます。

○公開先

下記 URL からダウンロードページにアクセスすることで、どなたでも無償でダウンロードが可能です。データは GIS ソフトウェアで利用が可能です。

都市計画決定に関する GIS データ 全国データダウンロードページ

https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000190.html

○留意事項

- ・データの利用に当たっては、利用規約（参考資料参照）に同意いただく必要があります。
- ・掲載データは、建築確認申請や不動産重要事項説明等の手続に用いることを保証するものではなく、参考情報としての利用を想定しています。
- ・最新の正確な都市計画 GIS データが必要な場合は、該当する地方自治体の担当課までお問合せください。

○関係サービスとの連携

不動産・建設経済局が提供している「国土数値情報」や「不動産情報ライブラリ」においても、一部の都市計画情報が公開されていますが、それらにおいては、今後、今回公開するデータを反映させていく予定です。

■国土数値情報 <https://nlftp.mlit.go.jp/>

■不動産情報ライブラリ <https://www.reinfolib.mlit.go.jp/>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000262.html

15. 第 27 回日本水大賞の募集を開始 ～水に関わる優れた活動を顕彰、支援します～

日本水大賞委員会（名誉総裁 秋篠宮皇嗣殿下、委員長 日本科学未来館名誉館長 毛利衛）と国土交通省は、令和 6 年 7 月 7 日から第 27 回日本水大賞の募集を開始します。

日本水大賞は、水循環の健全化に向けた諸活動を広く顕彰し、活動を支援するために創設されました。水防災、水資源分野などで活動する個人、団体などが募集対象です。

1. 応募の対象範囲

- (1) 対象となる活動分野：水防災、水資源、水環境、水文化、復興
- (2) 対象となる活動主体：学校、企業、団体、個人、行政

2. 応募方法

応募用紙（4枚）に応募活動の概要、活動のアピールポイント等、必要事項を記入の上、下記送付先にE-mail または郵送等で応募してください。

- (1) 応募要項の取得 <http://www.japanriver.or.jp/taisyo/>
- (2) 送付先 公益社団法人 日本河川協会
〒102-0083 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町 E.C.K ビル3階
E-mail : taisyo@japanriver.or.jp
- (3) 募集期間 令和6年7月7日～10月31日（郵送の場合は当日消印有効）

3. 日本水大賞の内容

応募頂いた活動の中から、優れたものに対して以下の賞を授与します。

[1]大賞、[2]大臣賞（国土交通大臣賞、環境大臣賞、農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、経済産業大臣賞）、[3]市民活動賞、[4]国際貢献賞、[5]審査部会特別賞など

4. 過去の各受賞内容については、下記URLより参照ください。

https://www.japanriver.or.jp/taisyo/oubo_jyusyou/jyusyou_katudou/no26/no26_jyusyou_katudou.htm

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001258.html

16. 地域の多様な関係者の「共創」による地域交通の維持・活性化の取組等を支援します！～令和6年度「共創・MaaS 実証プロジェクト」（2次公募）の事業選定について～

地域の多様な関係者の「共創」により地域公共交通の「リ・デザイン」を進めるため、「共創・MaaS 実証プロジェクト」の2次公募を行いました。応募のあった事業については、有識者のご意見も踏まえて、地域交通の維持・活性化に取り組む「共創モデル実証運行事業」を96件、交通を軸として地域全体をコーディネートできる人材を育成する「モビリティ人材育成事業」を16件、選定いたしました。

これらの取組等を支援するとともに、他地域において参考となるよう、横展開を図ってまいります。

1. 事業概要

令和6年度「共創・MaaS 実証プロジェクト」は、地域の多様な関係者が連携・協働した取組を通じて、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。今回は2次公募として、以下の[1]共創モデル実証運行事業、[2]モビリティ人材育成事業について、選定いたしました。

[1] 共創モデル実証運行事業

交通を地域のくらしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として、地域における複数の関係者の「共創」（連携・協働）による取組や「共創」を支える仕組みを構築する事業を対象とします。

[2] モビリティ人材育成事業

地域交通を軸とした共創の取組の促進・普及に向け、モビリティ人材（地域交通と他分野の連携を推進するコーディネーター人材、地域交通のマネジメント人材、デジタル活用等により地域交通を支援する人材など）の育成・確保に関する仕組みの構築や運営を行う事業を対象とします。

2. 事業選定について

○本年5月27日から6月12日にかけて2次公募を行い、[1]共創モデル実証運行事業は96件、[2]モビリティ人材育成事業は16件の事業を選定いたしました。（選定事業一覧は別紙参照）

○1次公募は、本年2月27日～4月5日にかけて実施し、[1]共創モデル実証運行事業159件、[2]モビリティ人材育成事業は57件を採択しております。これにより、採択事業の合計は、[1]共創モデル実証運行事業は255件、[2]モビリティ人材育成事業は73件となっています。

○国土交通省としては、選定事業における実証運行等を支援するとともに、ウェブサイトへの掲載等による積極的な周知・横展開を図ってまいります。

※ウェブサイトの URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000378.html

17. 第9回下水道スタートアップチャレンジの聴講者を募集します ～下水道の課題解決、付加価値向上に向けて～

国土交通省は、8月1日（木）、下水道関連企業と異業種企業との連携・共創を図るためのイベントである「下水道スタートアップチャレンジ」を開催します。

令和元年度より下水道関連企業と異業種企業との連携を図るためのイベント「下水道スタートアップチャレンジ」を開催しており、今回、下水道の課題解決、付加価値向上に繋がる技術やアイデアについて議論いただき、マッチング先を探す機会としてイベントを開催します。

イベントの開催にあたり、異業種企業とともに新しいことに取り組みたい下水道関連企業・地方公共団体の皆様から聴講者を募集します。

1 日 時：令和6年8月1日（木）13：00～16：30

2 会 場：T F T（東京ファッションタウン）ビル研修室 907
（東京都江東区有明3－6－11 T F Tビル東館9階）
※オンライン併用

3 プ ロ グ ラ ム：以下の HP をご参照ください。
<https://www.mri-ra.co.jp/event/2024/06/post-10.html>

4 定 員：現地会場 最大 50 名、オンライン 500 名

5 申 込 締 切：令和6年7月29日（月）17：00

6 申 込 先：以下の HP にて申込要領を確認のうえ、申込フォームへご入力ください。

現 地 参 加 用：<https://inperson-startup-r6sewage.eventcloudmix.com>

オンライン参加用：<https://online-startup-r6sewage.eventcloudmix.com>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000577.html

18. まちぐるみで「道の駅」の魅力を磨こう！ ～「道の駅」第3ステージの今後の方向性～

「道の駅」第3ステージ推進委員会では、2020 年より進めている「道の駅」第3ステージの実現に向けて、4月から6月にかけて4回の委員会を集中的に開催し、『「道の駅」第3ステージ 中間レビューと今後の方向性』をとりまとめました。

1. 今回のとりまとめのポイント

○ここまでの「道の駅」施策の中間レビュー

「道の駅」が有する地方創生・観光の拠点機能と防災拠点機能に焦点をあてて、これまでの「道の駅」施策についての中間レビューが行われ、『時代に合わせた柔軟な「道の駅」の活用が必要』、『災害時に国の意志が反映できる体制強化が必要』との考えが示されました。

○「道の駅」第3ステージの姿

「道の駅」第3ステージとは「まち」と「道の駅」が一体で戦略的に連携してコンセプトの実現を成し遂げる取組と定義し、目指す姿として新たに『「道の駅」単体からまちぐるみの戦略的な取組へ』が掲げられました。

○今後の方向性 ～第3ステージを応援するための取組～

第3ステージ推進のため各省と全国道の駅連絡会が連携し、まちぐるみで戦略的に取り組む自治体と「道の駅」を応援する支援制度についての提案が行われました。



「道の駅」第3ステージ概念図



新たな支援制度のイメージ図

2. 「道の駅」第3ステージ推進委員会 委員名簿

○別紙1のとおり

3. 『中間レビューと今後の方向性』の公表について

○本冊子は国土交通省ホームページ（以下）にて公表しております。

【「道の駅」第3ステージ 中間レビューと今後の方向性（概要）】※別紙2のとおり

https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/pdf/matome_gaiyou.pdf

【「道の駅」第3ステージ 中間レビューと今後の方向性（本編）】

https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/pdf/matome_sasshi.pdf

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001823.html

19. 令和5年度完成工事の98%以上で週休2日を達成！ ～営繕工事における「週休2日促進工事」の取組状況について～

国土交通省では、週休2日に取り組む営繕工事を対象にモニタリングを実施しています。令和5年度に完成した工事では **98%以上で週休2日を達成し、前年度より高い達成率**となりました。引き続き、受注者へのアンケート結果等を踏まえて、発注者の対応について必要な改善を図りつつ、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進してまいります。

1 背景

営繕工事においては、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、平成29年度から週休2日の確保に取り組むとともに、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害要因の把握や改善方策の検討を進めています。平成30年度からは、労務費補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を導入して取組の拡大を図りつつ、継続してモニタリングを実施しています。

今般、令和5年度に完成した週休2日促進工事の取組状況を取りまとめました。

2 取組状況（概要）

○令和5年度に完成した対象工事 **128件のうち126件（98.4%）で週休2日を達成**しました。前年度（97.1%）と比べて **1.3ポイント増加**しています。

○**週休2日を達成できた要因**としては「**受発注者間で円滑な協議が実施されたため**」「**適正な工期設定がなされたため**」が多く挙げられています。

○**週休2日を達成できなかった要因**としては「**職人の確保が困難であったため**」等が挙げられています。

（取組状況の詳細は別紙をご覧ください。）

3 今後の方針

今年度より、工期中の全ての月において4週8休以上を目指す「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進しています。

引き続き、アンケート結果等を踏まえて、執務並行改修などで施工上の制約となる条件について、工事発注前の案件形成段階から施設利用者等と十分に調整を行うなど、発注者の対応について必要な改善を図ってまいります。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen02_hh_000286.html

20. 「水の日」・「水の週間」に全国各地でブルーライトアップ！ ～日本を青く染めて、「水の大切さ」を考えよう～

「水の日」（8月1日）は、平成26年に制定された水循環基本法において、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深める日として位置づけられました。

「水の日」・「水の週間」（8月1日～7日）には、国・地方公共団体・事業者・民間の団体が連携して、例年、水の大切さに関する普及啓発活動を全国的に実施しています。

「水の日」・「水の週間」に、より多くの人に「水の大切さ」や「健全な水循環」について考えていただくため、地方公共団体・事業者・民間の団体等の協力を得ながら、全国各地の施設を、「水」を連想させるブルーにライトアップします。

この取組は、令和2年度から実施しており、昨年度に引き続き、「水の日」・「水の週間」である8月1日～7日の期間で実施します。

実施施設は、昨年度の117施設から大きく増え、168施設において実施予定です。

記

1. 日 付：令和6年8月1日（木）～7日（水）
※施設により実施日が異なります。詳細は別紙のとおり。
2. 施 設：別紙のとおり（168 施設）
3. 内 容：施設をブルーにライトアップ

詳細は、国土交通省 HP に掲載しています。

URL：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000080.html



令和5年度 ブルーライトアップの様子

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000155.html